

笛吹市教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

会議名 令和7年度2月定例会

開催日 令和8年2月6日

開会時間 午後2時

閉会時間 午後3時53分

開催場所 笛吹市役所市民窓口館302・303会議室

2 出席及び欠席委員の氏名

出席者

教育長 望月 栄一

教育長職務代理 三井 久美子

教育委員 加賀美 公人、鎮目 由美子、古屋 修二、押山 栄子

3 委員及び傍聴人を除く議場に出席の職員の職氏名

出席者

教育部長 手塚 克巳

教育総務課長 吉田 孝至

学校教育課長 角田 能一

学校教育課教育監 黒澤 宏至

学校教育課指導主事 橘田 昌樹、三枝 寛康

生涯学習課長 早河 明

文化財課長 角田 幸侑治

図書館長 松本 京子

教育総務課総務担当 白倉 美智子、宮澤 真郁

4 他部署から出席の長及び事務局職員職員の職氏名

出席者 なし

5 教育長等の報告の要旨

教育長 1月10日から2月6日までの事業報告

教育総務課 1月11日から2月6日までの事業報告

学校教育課 1月14日から2月6日までの事業報告

生涯学習課 1月11日から1月27日までの事業報告

文化財課 1月21日から2月5日までの事業報告

図書館 1月15日から1月30日までの事業報告

6 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

7 議会に付した議案、議事の概要、議決事項(意見、発言内容要約)

■議案第 25 号 教育財産(山廬施設)の取得の申し出について

(生涯学習課長) 資料に基づき説明

(教育委員)

どの部分が寄附されるのか具体的に説明願いたい。

(生涯学習課長)

9 ページの図を見ていただきたい。赤く囲った部分で、小さい方が俳諧堂、大きい方が山廬である。また、青で囲った部分の小さい方は竹林、大きい方が後山である。今回は山廬と俳諧堂のみの寄附である。

(職務代理)

寄附を受けた後の流れについて教えていただきたい。また、山廬文化振興会に管理を依頼していく形になるのか。

(生涯学習課長)

令和 8 年度は取得を行い、教育委員会で管理をしていく。下水道への接続や水道を飯田氏宅と切り離したりする工事を行い、1 月頃に再オープンし、令和 9 年度から、指定管理として山廬文化振興会にお願いすることを予定している。

(教育委員)

俳諧堂の周りに駐車場があったと思うが、駐車場も寄附対象か。

(生涯学習課長)

俳諧堂の裏は寄附されるが、民間企業から借りている土地もあるため、これまでどおり借り受けるかは検討中である。

(教育長)

今回、飯田氏から寄附の申込みがあったということだが、これを教育委員会として取得したいということになれば、今度は市長に申し出を行う流れとなる。その点についてはいかがか、意見をお聞かせ願いたい。

(教育委員)

教育財産になるということで、市内外問わず多くの子どもたちが見学したり、体験したりできるような環境整備が大事になってくると思う。境川小学校からは徒歩の距離だが、他の学校はスクールバスなどで来ることになる。どこに駐車し歩いて行くのかなど、受入面において、整備までいかなくとも見通しをもって計画を立てていくことも必要だと思う。

(教育委員)

飯田蛇笏氏や龍太氏が、この地で俳句を詠んだということが子どもたちにも伝わ

り、さらに俳句が身近なものに感じられると思う。

(教育委員)

笛吹は俳句の街として、広く周知されている。施設が市所有になるということで、山蘆がその拠点の役割を果たすということを考えると非常に意義があることだと思う。施設の維持管理は大変だと思うが、誰もが利用しやすいように整備を行うとともに、子供から大人まで、市内外の多くの方々に利用してもらえるような催しを企画し、文化振興の推進が図れるとよい。寄附の受け入れは賛成である。

(生涯学習課長)

また議案第 27 号で説明するが、市主催の事業及び学校などの教育機関が行う事業については、減免規定を設けて無料で貸し出しを行い、できる限り俳句に触れる機会を作っていきたいと考えている。今年度の俳句大会でも、境川小学校出身の中学生が文部科学大臣賞を受賞している。山蘆を拠点として、観光面を含めた施策を展開していきたい。

議案第 25 号 承認

- 議案第 26 号 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(学校教育課長) 資料に基づき説明

議案第 26 号 承認

- 議案第 27 号 笛吹市山蘆施設条例及び笛吹市山蘆施設条例施行規則の制定について

(生涯学習課長) 資料に基づき説明

(職務代理)

定休日が水曜日の理由は。

(教育部長)

現状、来訪者の多くは土曜日または日曜日に訪れ、次に月曜日が続く。

水曜日及び木曜日にあっては、これまでも比較的来訪者が少ない状況にあったことを受け、水曜日を定休日とした。

議案第 27 号 承認

- 議案第 28 号 笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

(生涯学習課長) 資料に基づき説明

議案第 28 号 承認

■議案第 29 号 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

(学校教育課長) 資料に基づき説明

(教育委員)

今後は、対象外だった競技も対象となり、より多くの子どもたちに機会を与えることができるという考えでよいか。

(学校教育課長)

県小中学校体育連盟に所属していなくても、日本スポーツ協会の傘下団体等が主催する大会であれば、交付対象とすることができる。

なお、他の自治体の要綱でもこのような規定が多い。

(教育委員)

陸上に関してだが、県の代表になって全国大会に出場する際に、主催元によっては補助金が交付されなかったことがある。その大会は、教員も引率できないということで、全て実費で保護者の同行が条件であった。今回の改正で多くの競技が網羅できるということだが、教員の同行は可能となるか。

(学校教育課長)

要綱で補助対象範囲が規定されており、部活顧問の引率は対象になるが保護者は対象外である。全日本陸上連盟も日本スポーツ協会の傘下であるため、協会の主催であれば対象になる。しかし、陸上大会はさまざま団体が主催し開催しているため、主催が民間の場合は対象外となることも考えられる。

(教育委員)

ジュニアオリンピックは全額実費であった。

(学校教育課長)

補助金交付要綱に記載があるか否かになってしまう。

(教育委員)

やはり対象外となる場合もあるということですね。

(学校教育課長)

そこの枠組みを外してしまうと、対象が広くなりすぎてしまう。公式と言われる中学校の連盟に準ずるような大会は網羅できる。

(教育委員)

今日活躍する、アイスホッケーの小山玲弥選手やレスリングの乙黒選手などのように、どちらかというと個人的にクラブなどに加入し、お金をかけないといけないというスポーツもあると思うが、一流選手、トップ選手と呼ばれる選手に憧れて色々な競技や経験をしたい子供達を幅広くサポートするその一助になると思う。

(学校教育課長)

要綱上、中学校の部活動になっていないと補助の対象にならない。

(生涯学習課長)

要綱から漏れる大会等については生涯学習課で対応する。補助金額は高くないが、以前、ビーチバレーで一宮と春日居の合同チームに補助金を交付している。部活動外のところで、日本スポーツ協会が主催であれば生涯学習課で対応可能である。

(教育委員)

部活動には常設の部活動と季節的な部活動、特設部活動がある。その扱いはどうなるのか。

(学校教育課長)

ラグビーのような季節部でも、学校の中で部活動として規定されていれば、学校教育課で確認できるため、補助対象となる。

議案第 29 号 承認

8 教育長が必要と認める事項(議事資料)

なし

議事録署名

笛吹市教育委員会 教 育 長 _____

教育委員 _____

教育委員 _____

作成職員 _____